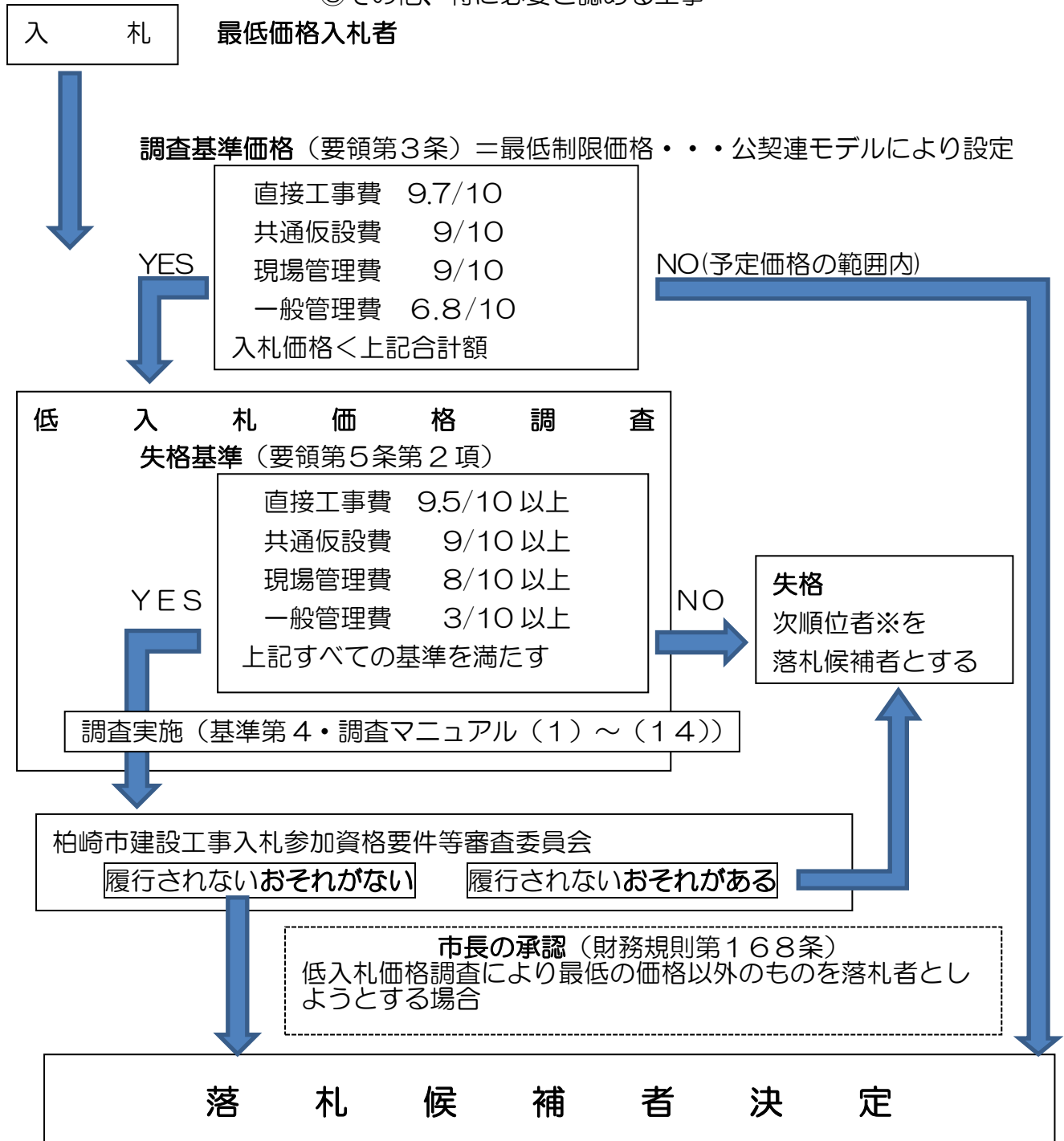


# 「低入札価格調査制度」の概要

建設工事の入札において最低制限価格を設定せず、最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回った場合に、落札を保留し低入札価格調査を実施する。調査結果に基づき契約に適合した履行がされると認められる場合に、当該入札者を落札者とする制度

- 対象工事**（要領第2条）
- ① 予定価格が1億5千万円以上の建設工事
  - ② 総合評価方式を実施する建設工事
  - ③ その他、特に必要と認める工事



※「次順位者」とは、最低価格入札者の次に入札価格の低い者。次順位者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、同様に調査を実施する。